

令和3年（ヨ）第449号

債権者 石地 優 外8名

債務者 関西電力株式会社

上申書

令和4年4月15日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小原正敏



債務者は、御庁作成の令和4年3月7日付「争点項目案」について、次のとおり意見を申し述べます。

1 債務者の意見

「争点項目案」第1の2には、「地震によって重大事故が発生する危険性」との項目名が付され、当該項目中の「(1) 自然的立地条件に関する新規制基準適合性」には、「ア 原子炉建屋の変位のおそれのない地盤への設置の有無」、「イ 基準地震動の策定の合理性」及び「ウ 繰り返しの地震の考慮」の3項目が設けられています。

しかし、新規制基準では、上記アのような地盤の安定性（地盤の変位）と、上記イ及びウのような地震動に対する安全性とは、別個に評価するものとされており（地盤の変位につき設置許可基準規則¹3条3項等、地震動に対する安全性につき同4条等、甲26、11~12頁等）、上記アについては地震（地震動）に対する安全性

¹ 正式には、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」である。

とは別項目として整理するのが新規制基準と整合的です。また、上記ウは、基準地震動の策定の合理性に関わるものですので、上記イの一内容として整理するのがより適当と思料します。

さらに、「争点項目案」第1の2(2)「建造物及び設備についての新規制基準適合性」は、策定した基準地震動に対する耐震安全性評価に関する事項ですから、地震動に対する安全性の一内容として、上記(l)イ及びウとまとめて整理するのが適当と考えます。なお、(2)の「建造物及び設備」との表現については、新規制基準では「建物・構築物」、「機器・配管系」という用語が用いられています（設置許可基準規則解釈別記1第3条及び別記2第4条、甲26、130～140頁等）。また、(2)アの項目名「耐震安全性の余裕の考慮」については、そもそも当事者間で耐震安全性確保の基本的な考え方自体に争いがあることを踏まえ、「耐震安全性評価の合理性」といった表現にするのが適当と考えます。

2 変更案

上記1で述べた意見を踏まえた債務者の変更案は別紙のとおりです。変更箇所は下線部分（別紙「御序案」欄）又は下線付きの赤字部分（同「債務者の変更案」欄）です。

以上

別 紙

No.	御用案	債務者の変更案	備考
第1 被保全権利	第1 被保全権利		
1.	1 司法審査の在り方 (判断の枠組み) (略)	1 司法審査の在り方 (判断の枠組み) (略)	
2.	2 地震によつて重大事故が発生する危険性 (1) 自然的立地条件に関する新規制基準適合性 ア 原子炉建屋の変位のおそれのない地盤への設置の有無	2 地震等によつて重大事故が発生する危険性 (1) <u>地盤安定性</u> に関する新規制基準への適合性 ア 原子炉建屋の変位のおそれのない地盤への設置の有無	・債務者の変更案 (1) の小項目はアのみとなり、必ずしも小項目アを立てる必要はない。 ・引用箇所追記及び誤記修正
3.	債権者ら：申立書第7章第4（55～60頁）、準備書面（4）第2章第2（12～14頁） 債務者：主張書面（2）、主張書面（9）第2の1（18～20頁）	債権者ら：申立書第7章第4（55～60頁）、準備書面（4）第2章第2（12～14頁） 債務者：答弁書第7章第2の4（96～106頁）、主張書面（2）、主張書面（9）第2章第2の1（18～20頁）	債権者ら：申立書第7章第4（55～60頁）、準備書面（4）第2章第2（12～14頁） 債務者：答弁書第7章第2の4（96～106頁）、主張書面（2）、主張書面（9）第2章第2の1（18～20頁）
		(2) 地震に関する新規制基準への適合性	
		イ 基準地震動の策定の合理性 (ア) 内陸地殻内地震の震源位置に関する考慮	
		債権者ら：申立書第7章第5（60～64頁）、準備書面（4）第2章第3（14～18頁） 債務者：主張書面（4）第2章第2（8～13頁）、主張書面（9）第2の2（20～23頁）	債権者ら：申立書第7章第5（60～64頁）、準備書面（4）第2章第3（14～18頁） 債務者：主張書面（1）第3章第1の2（30～75頁）、主張書面（4）第2章第2（8～13頁）、主張書面（4）第2の2（9）第2章第2の2（20～23頁）
		(イ) 使用する経験式の適切性	
		債権者ら：申立書第7章第7（66～71頁）、準備書面（2）、準備書面（4）第2章第5（22～37	債権者ら：申立書第7章第7（66～71頁）、準備書面（2）、準備書面（4）第2章第5（22～37

